

日本語では知らされない精神医学の嘘：便乗編 1

～ “症状”のねつ造、演出方法としての有機ガス、その事例 ～

第3版 2013年9月30日（2014年7月8日追記版）

本書の背景となる犯罪を私に訴えながらも亡くなった清水由貴子さん、
そして、同犯罪を訴えるすべての方々に捧げます。

【はじめに】



私の名前は戸崎貴裕です。はじめに、本書で問題とする犯罪の全体像をお知りになりたい方は、「[疾病偽装、医療偽装、安全安心偽装ストーキング：追求すべきは司法の病理](#)」をご参照ください。

さて、本書は、「[日本語では知らされない精神医学の嘘 ～精神医学の嘘から、グローバル製薬企業が日本市場に仕掛けた『うつ病キャンペーン』まで。～](#)」をベースに、精神医学の嘘に便乗した、“症状”のねつ造や演出の方法としての、有機ガスの利用（悪用）について、事例を記すものです。お読みになれば、精神医学・精神医療の手口を真似た他の医療領域における「お医者さんに相談」

件数の増加に利用できると思われるかもしれません。

「[日本語では知らされない精神医学の嘘](#)」をお読みでない方は、初めにそちらをお読みになってください。日本語の情報がない一方で、英語圏では専門家やジャーナリストらによって公にされている、精神医学、精神医療の嘘、日本市場に仕掛けられた精神医療キャンペーンと（これが日本語で知らされず、英語圏の人々が知っているというのが現実です。）その背景にある製薬企業の手口についての基本事項はそちらに書かれており、今後も更新されます。

本書は、「[日本語では知らされない精神医学の嘘](#)」をベースとしているとはいえ、情報収集のアプローチが異なります。具体的には、「[日本語では知らされない精神医学の嘘](#)」の出典（情報源）がすべて英語の情報源であったのに対し、今回の情報源は、ほぼすべて日本語の情報源です。これは、対象となる有機化合物及びその身体的影響に関する情報が、日本語でも多く提供されていることによります。また、有機ガスの話ですので、検知方法に関する写真なども掲載しています。

以前から私のサイトをご覧になっている方の中には、数ある“症状”のねつ造、演出方法の中からもなぜ有機ガスだけを取り上げるのかとお思いの方もいらっしゃるでしょう。答えは、有機ガスを使った方法の場合、客観的な計測ができ、その身体的影響に関する多くの研究結果や実証例等と比較した説明が行え、かつ、「[日本語では知らされない精神医学の嘘](#)」で、「別の見方をすれば、精神医学のいう“症状”は、作り出すこともできるのです。」「精神医学の嘘は、その正当化において、このような科学的発見を悪用した発明なのです。」と書いた、まさにその事例となるからです。

私は、「[日本語では知らされない精神医学の嘘](#)」の中でこう書きました。

「近代化によって人工的に生成された物質の中にも、中枢神経や末梢神経に影響・悪影響を及ぼす物質のあることが知られています。めまい、頭痛、吐き気、発汗などを起こす物質から、痛みを抑える物質、虚脱感を与える物質、筋肉の動きを妨害する物質、短期記憶を妨害する物質、意識を混濁させる物質、意識を覚醒させる物質、心理的抵抗を奪う物質、意識を失わせる物質、幻覚作用のある物質まで様々です。なお、こういった物質の中には、医療や工業の領域だけにではなく、私たちが使う日用品に含まれているものもあります。」

こういった物質の多くは有機化合物です。有機化合物の多くは脂溶性（脂に溶ける性質）であり、口から（固体もしくは液体の口径摂取）、呼吸器官から（気体もしくは揮発した有機化合物の吸入）人体に入るだけではなく、皮膚からも吸収されることがあり（かゆみ止めなどの軟膏を皮膚に塗って効果があるのは脂溶性で皮膚に吸収されるからだと言われれば想像しやすいでしょう。水溶性の物質では肌の表面ではじかれてしまいます。）、そして、脂溶性であるがゆえに、脳を守っている血液-脳関門を通り、脳に達することができます。ここでどのような影響を及ぼすかは、その物質の構造によって変わります。

【 2014年7月8日追記 】

本書は、主に有機ガスを使用した疾病偽装（症状の捏造）について書かれたものであり、事実、本文の通り、住環境では想定されないガスが執拗に検出されています。

一方で、ガスとは別に調査した疾病偽装の手口に、超音波による体調不良の演出があります。結果として、超音波遮断のために遮音材を多用したところ、ガスに対する防御よりも多くの体調不良を防ぐことができている。ほとんど全て防ぐことができている、といっても過言ではない程です。

遮音材の有効性については、現在のところ、「便乗編 2」、「急激な発熱、発汗にも薬剤よりも遮音材」、及び「頭痛、偏頭痛には、薬剤よりも遮音材」を、それから、超音波と言われてピンとこない方は、同 3 書共通の付録である「音波、超音波、超音波兵器と防音の初歩知識」をご参照ください。

本犯罪の実行ネットワークと警察協力団体ネットワークは一致しており、そうすると、防犯やデモ鎮圧等の用途のある各種超音波機器の入手はできているでしょうし、プロとしての使用方法、例えば、効果的な使用方法、存在の露見しない使用方法、目標が室内にいる場合の使用方法、目標が外出した際の使用方法、傷害事件にならない程度での使用方法などのノウハウも心得ているでしょう。

そして少なくとも、目標となる人物がこの犯罪に気付いた後の手口としては、ガスやその他の形態の化学物質を使用するよりも、証拠の残る可能性の圧倒的に低い超音波機器を使用する可能性のほうが高いと言えるでしょう。

それから、私のサイトが日本語で初めて紹介したガスライティングのように、当時インターネット上に全く無かった本犯罪の手口に関する日本語の情報が、現在では私のサイトの内容をコピペしたり言い方を替えたりした情報も含めてあまた存在するように、手口についての情報を瞬く間に喧伝する人々が存在するのですが、これまで静観したところ、このあまた存在する情報は、あくまで恐怖を煽るだけで真実の追求をしないレベルの喧伝が多く、こういった人々は、何故か、医学や音響学の分野において理論も実証も存在し、販売されている製品も存在し、疾病偽装（症状の捏造）手口として最も可能性の高い手口である超音波機器については喧伝しようとしません。

これはおそらく、超音波による体調不良の演出が、本犯罪において最も汎用的に使用されている手口、つまり多くの場合正解であり、かつ、遮音材で防御できるかどうかによりその確認が可能という弱点を持っているからだと思います。正解を広めてしまえば本犯罪の露見が危ぶまれますから、恐怖を煽ることのみが仕事の喧伝部隊にとっては避けて通るしかないのでしょう。

以上から、本犯罪に遭われている方々におかれましては、先に挙げた 3 書を先に読んでいただくことをお勧めします。とはいえ、手口の基本原理はガスライティングであり、事案によって手口の異なる可能性もありますから、本書で明らかにする、ガスによる症状の捏造も、現実に存在する手口の 1 つとしてお考えいただければと思います。

1【室内環境で想定されていない有機ガス】

私の部屋からは、軽い刺激臭、口の中の気持ち悪い感覚、眼のかすみや充血、顔の皮膚のヒリヒリ感、思考の鈍化、頭痛、体が重い、もしくは軽くマヒした感覚といった身体的影響が始まった時に、



写真 1

グリコールモノエチルエーテル、EGEE)用の検知管(検知剤)です(写真1)。この検知管は同時に、メチルセロソルブ(別名:エチレングリコールモノメチルエーテル)、ブチルセロソルブ(別名:エチレングリコールモノブチルエーテル)、エチルセロソルブアセテート等にも反応しますが、身体的影響は似通っています。

セロソルブは、樹脂、塗料、印刷インキなどの溶剤として、また、ジェット燃料の氷結防止等に利用される、常温では液体の揮発性有機化合物で、厚生労働省のまとめた化学物質ファクトシートによれば、「大半が事業所の製造工程で使用され、身のまわりの製品に含まれることは少ないため、日常的に直接触れる機会はないと考えられます。」という物質であり(出典3)、同省が2011年12月14日に発表した「居住環境中の揮発性有機化合物の全国実態調査について」(出典1)等の居住環境問題ではまったく触れられていません。一方で、有機溶剤中毒予防規則(有機則)の対象有機溶剤であり、工場や事業所内における管理濃度、防毒マスクを使用させる義務、局所排気装置等の設置の届出等が法規で定められています(出典2等)。つまり、一般的な住居の室内での存在など想定されていないということです。

工場や事業所における管理濃度は5ppmであり(アメリカでも5ppm)、私の室内で、前記したような身体的影響が始まった時に何度か測定した結果は、少ない時で約7ppm、多い時には50ppmを超えました。なお、そういった時でも、ベランダの窓を開けて外の空気で測定を行うと0ppmです。ちなみ

に、私の部屋はマンションの2階で、周囲は住宅地であり、該当するような事業所はありません。

さて、身体的影響についてですが、国際化学物質安全性カード（出典4）やその他研究機関等の情報（出典5、6、7等）によると、セロソルブを吸入した場合の身体的影響（短期的影響）として、咳、頭痛、息切れ、めまい、咽頭痛、疲労感、脱力感、麻酔作用などがあります。鼻及び喉の刺激も挙げられていますが、「許容濃度を超えても、臭気として十分に感じないので注意すること。」とあります（出典4）。

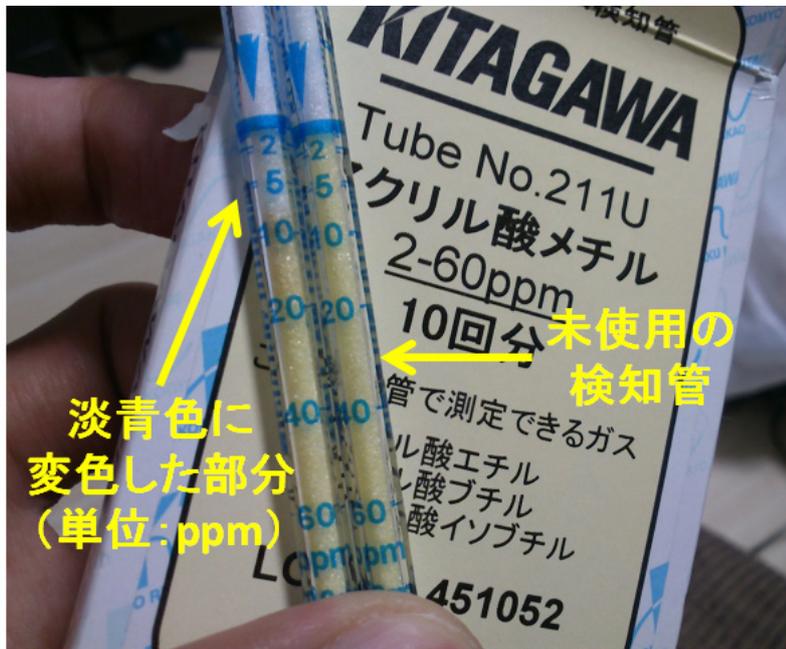


写真 2

有機ガスの存在などまずわかりませんから、なんとなく疲れた、なんとなく体が重い、なんとなくやる気が出ない、なんとなく頭が回らない、なんとなく眠い、なんとなく息苦しい、といったことになります。継続して行えば、学校や職場を“休みがち”にすることもできますし、飲食時や飲食直後に行えば本人が飲食物を疑う結果も予測できます。「日本語では知らされない精神医学の嘘」をお読みの方なら想像できる通り、まず間違いなく精神科の“病名”をつけることができるでしょう。すなわちに従えば“うつ病”、反論すれば“統合失調症”といったところです。

眼に対しては、眼のかすみ、発赤、痛みがあるとされ、実際に起こりますが、有機ガスの存在など考えない状況では、ストレスによる眼の疲れといった嘘がすんなり通ってしまうでしょう。

次に、私の部屋の中で、頻度、それから許容濃度との比較において、セロソルブの次に反応の多かったのが、アクリル酸エステル類のうち、アクリル酸メチル、アクリル酸エチル、アクリル酸ブチル、及びアクリル酸イソブチルに反応する検知管です（写真2）。

アクリル酸エステル類は、塗料、粘着・接着剤、アクリルゴムやアクリル繊維（自動車部品、衣類、マスカラ等）の原料として利用される物質であり、化学物質排出把握管理促進法の定める第一種指定化学物質であり、管理濃度は設定されていませんが、許容濃度が設定されています。セロソルブの主な用途が溶剤であったのに対し、こちらは主に原料です。しかしながら、先に挙げた「居住環境中の揮発性有機化合物の全国実態調査について」（出典1）等の居住環境問題では触れていません。

アクリル酸メチルの許容濃度は 2ppm（アメリカでも 2ppm）であり、私の室内で、前記したような身体的影響が始まった時に何度か測定した結果は、少ない時で約 2ppm、多い時には 7ppm 近くありました。また、アクリル酸エステル類は、部屋の中に存在するときと存在しないときの濃度差がはっきりしています。これは、空気中では化学反応によって減少する傾向が高いという性質と現象が一致しているものと考えられます。

さて、アクリル酸エステル類の身体的影響についてですが、国際化学物質安全性カード（出典4）や

その他研究機関等の情報（出典 8）によると、吸入した場合の身体的影響（短期的影響）として、灼熱感、咳、息切れ、咽頭痛、脱力感、記憶力減退、不眠、吐き気、胸部痛、中枢神経抑制作用（記憶力、判断力、注意力、運動機能の低下といった作用。）などがあり、このうち、咳、息切れ及び咽頭痛については、被ばく量の多い場合に限られるようです。

なお、ガスの送入は、検知管によるガス採取を始めるとたいがい停止されます。このことは、写真 3 に示しますように、身体的影響が始め、採取を開始した直後の測定ではアクリル酸メチル用の検知管が約 10ppm、セロソルブ用の検知管が 50ppm 以上と異常な数値を示すの



管が約 10ppm、セロソルブ用の検知管が 50ppm 以上と異常な数値を示すのに対し、その約 20 分後でほとんど反応を示さなくなることからわかります。写真 3 では、上側の 2 本がアクリル酸メチル用、下側の 2 本がセロソルブ用の検知管であり、それぞれの上側が採取開始時、下側

写真 3

がその約 20 分後の測定結果になります。もちろん、身体的影響も濃度に応じて変化し、ガス送入時、送入手場に近いガス濃度の濃い場所では意識を失いそうにさえなります。

そのほかに、私が試した検知管の中では、エチレンオキシド、アセチレン、酢酸エチル、酢酸イソブチル（ナフタリン）、メチルイソブチルケトン、及びホルムアルデヒド用の検知管に反応が出ています。エチレンオキシド、ナフタリン及びアセチレンは、一般家庭の室内環境では想定されていないようです。

尚、上記の結果は、約 30 種類の検知管に限られた結果であり、それ以外のガスが存在していたとしても、その存在は検知できていないことになります。

2【 検知方法 】

有機ガスといわれても、当然ながら、眼で見てその構造や種類がわかることはありません。有機ガスを検知するには、また、どれくらいの濃度を測定するには、検知、濃度測定のための機器が必要です。

この機器には高価なものから比較的安価なものまであり、高価なものはガスクロマトグラフと呼ばれる機器や環境測定の必要な業者向けの機器、比較的安価なものとしては、ピストンで減圧状態を作り、検知剤の入った検知管に空気を吸い込む（通過させる）ことで特定のガスの検知や濃度測定を行うものがあります。価格の違いは分析の精度に影響しま



写真 4

すが、有機ガスの存在とおおよその濃度を確かめるのであれば、安価なものでも問題はないでしょう。

私が使用したのは、光明理化学工業株式会社製の北川式ガス検知器です(写真4)。同社の検知管は、旧労働省のころから「作業環境測定基準」に多く採用されているとのこと。先の写真4は、同ガス採取器に検知管を取り付けた状態です。同写真右下のピストンを引くことで減圧状態を作り、検知管に空気を通し、検知管の中にある検知剤にガスを反応させてその変色を読み取る仕組みとなっており、検知管を替えることで、種類の異なるガスの検知が行えます。通常は、発生するガスの種類がわかっている工場内や作業現場での使用が想定されていますが、今回の場合ガスの種類が不明ですから、

その特性などからあたりをつけて試すしかありません。はじめに、有機ガスの存在及びその種類が確認できる検知管で、身体的影響の起こるときに有機ガスの存在を確かめた後、約30種類の検知管、ガスの種類にして約50種類の計測を行いました。

写真5は、先ほどお話しした有機ガスの存在と種類を確かめる、定性有機ガス用の検知管で、検知管を2本使用して別々の方向から空気を取り込み、AからDの検知剤の変色の組み合わせで検知された有機ガスの種類を特定する検知管の写真です。一番左側が未使用品、中央がD側から室内の空気を通した結果、右側がA側から室内の空気を通した結果です。

写真5の場合、A側からの空気採取でAの部分が黒褐色に変色しており、D側からの空気採取では、特に変化はありません(Cの部分はやや薄くなることのあるとの注意書きがありました。)

ガスの種類を特定するため、上記測定で該当した有機ガス、及び、上記検知管で対応して

いないもので疑わしい有機ガスについて、個々の有機ガスの検知及び濃度測定用の検知管をそろえ、測定を行い、先にお話ししたような結果を得たのです。

3【送経路とタイミング】

相手はガス(気体)ですから、送経するための針の孔ほどの隙間さえ必要ないといえますが、これまでにある程度の送経路がわかっていますので、ここで、住居内における毒性ガスの送経路、及び、送経のタイミングについて書いておきます。

住居における毒性ガスの送経路はさまざまですが、基本的に、壁の裏側の空間、及び、床下の空間から送経されます。結果として、配線や配管でできた壁の隙間、ビルトイン家具との隙間といった、様々な壁の隙間からガスが出てきます。そして、エアコンの取り付け部分から出てくるガスは、エアコンの風と共に部屋の中に散布されることになります。

写真6から8は、入居前に撮影した写真ですが、写真6と7との間に写真8の出窓があり、Bの壁がつながっているという関係になります。なお、出窓の向こう側に見えるのは隣の家のレンガです。



写真6



写真7



写真8

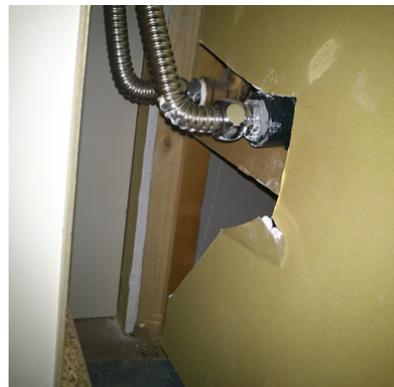


写真9

問題のマンションは鉄筋コンクリート構造で、隣の部屋との間の壁は手で叩くとコンクリートの硬さが感じられ全く振動しませんが、写真6から7で示したAからCの壁は全て薄いベニヤ板のようなものが張り付いているだけであり、叩くと中が空洞であることがわかります。それぞれ20cmから30cm程度の奥行き空洞があることとなります。写真6及び7において赤い矢印で示した建築材は、床と壁をつなぐように、高さ6cm程の茶色い板が、部屋を一周する形で設定されているものですが、主にこ

の板の隙間部分からガスが出てきます。なお、写真9は、ビルトインキッチンの裏側に開いていた穴を撮影したのですが、ここからもガスの送入が行われていましたので、ビニールで封鎖しました。

送入経路の特徴から、また、壁の中でゴトゴトと金属やプラスチックが壁にぶつかる音のすることから、さまざまな配管に入り込むことのできる、例えば内視鏡のようなものの使用が考えられますが、方法は不明です。なお、送気機能や送水機能のある内視鏡は存在しますし、内視鏡のようなものであれば、いざというときに痕跡を残さず簡単に撤収させることができるのではないのでしょうか。

床については、床がカーペットの場合、もしくは、フローリングでも板と板の間に隙間のある場合には、床下から風と共に送り込まれてきます。また、部屋の中だけではなく、ユニットバスの中でも、壁の裏側からガス送り込まれ、結果として、壁の継ぎ目、貯水タンクの裏側、換気口、排水口といった部分の隙間からガスが出てきます。ガスが送入されている場合、普段は風の流れない方向からの風、多くの場合、送入場所に近ければ近いほど、低温の風が確認でき、吸い込むと同時に前記したような身体的影響が出始め、これを、有機ガス用の防毒マスクで防ぐことができます。

次に、タイミングですが、当初最も頻繁であったのは飲食中及び飲食後であり、飲食物がまずく感じる、飲食中や飲食後に前記のような身体的影響が始まるという結果となっていました。原因が飲食物でないことがわかったのは、飲食する直前に口の中が気持ち悪くなるなど、飲食と身体的影響とのタイミングにずれがあったり、また、タイミングをずらして飲食をすると、同じ飲食物でもなにも起こらなかったりといった、飲食物を疑うには矛盾のある現象が何度も確認できたためです。

4【演出効果】

さて、前記のような身体的影響が室内で起こる場合、一般的にどのような原因を疑うのでしょうか。おそらく、シックハウス症候群（sick building syndrome）ではないかと疑うことが予想されるのではないのでしょうか。しかし、この場合には残念ながら、シックハウス症候群を疑い、調査、検査することでさらに状況を悪化させることが、以下の通り、容易に予想できます。

はじめに、シックハウス症候群を疑った場合ですが、セロソルブやアクリル酸エステル類をはじめ、前記測定で検知された有機ガスの多くは、通常、シックハウス症候群の調査では検査されません。前記の「居住環境中の揮発性有機化合物の全国実態調査について」（出典1）で触れられていないばかりでなく、厚生労働省の「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」で公表された室内濃度指針値で対象となる13の揮発性有機化合物に、それらの物質が含まれていないからです（出典10にある「室内濃度指針値一覧表」を参照ください）。そうすると、専門家に調査を依頼したところで、特に原因となるような物質の存在は確認できませんでした、という調査結果が容易に予想されます。

次に、シックハウス症候群の可能性を考えて医師に相談した場合ですが、医師用のマニュアルである、厚生労働科学研究（健康安全・危機管理対策総合研究事業）でまとめられた「シックハウス症候群診療マニュアル」によれば、『住居に関する調査』の検査項目として、対象患者の居室内について、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンを測定することを必須とし、その測定値を記載する。その他の物質については、必要がある場合に測定し、その測定値を記載する。測定値の評価については、『シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会』で公表された室内濃度指針値を参考とする。」とあります（出典11）。「室内濃度指針値」は先ほどと同じものです（出典10）。よって、セロソルブやアクリル酸エステル類をはじめ、前記測定で検知された有機ガスの多くについては、仮に医療機関に相談したとしても、見逃される可能性が非常に高いと予想できます。

また、化学物質に対する負荷試験という検査方法もありますが、上記診察マニュアルには、「一般的な原因物質として知られている化学物質を用いた負荷試験であるが、これは特にブラインド化して臭いも感じない濃度で実施された際に、特徴的な自覚症状や生理的变化などが認められれば、原因物質である可能性が高い。しかしこの方法では、大規模な施設が必要な上に患者に対する負担も大きい。そして、2～3種類の化学物質の検査しかできず、偽陰性となる可能性も少なくない。」とあり、「一般的な原因物質として知られている化学物質」を対象とすること、それから「2～3種類の化学物質の検査しかできず、偽陰性となる可能性も少なくない。」とあることから、この検査についても、セロソルブやアクリル酸エステル類をはじめ、前記測定で検知された有機ガスの多くについては、見逃される可能性が非常に高いと予想できます。

そうすると、シックハウス症候群を疑って調査、検査を行っても、なんらの原因がみあたらないという結果が容易に予想でき、外的要因がないのだから精神的な原因に違いないといった、自らにはなんらの客観的検査方法もない精神医学、精神医療の詭弁の餌食になることは避けられません。

3【送経路とタイミング】

ここまで有機ガスについての話をしましたが、実は、検知できたのは有機ガスだけではありませんでした。起きている時、つまり目の覚めている時には検出されず、枕元またはベッドの傍に設置しておく、就寝中にのみ反応している検知管があります。それが、ホスフィン（リン化水素、PH₃）の検知管（写真10）です。この検知管は同時にアルシン（ヒ化水素）にも反応するのですが、同検知管

とは別に、定性無機ガス用の検知管がホスフィンの反応を示しますので（写真 11。この検知管の E の部分が黒色に反応するのはホスフィンのみです。）、ホスフィンが検知されていることは間違いないと考えられます。なお、写真 11 及び 12 は数本の検知管を、就寝中、ベッドの傍に設置しておいたものです。

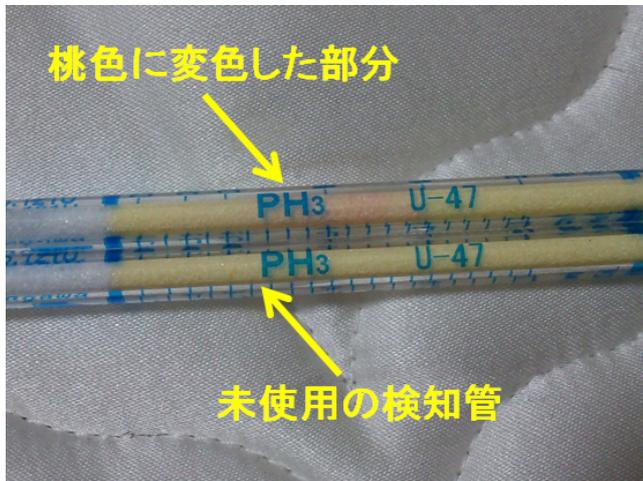


写真 10



写真 11



写真 12

ホスフィン（リン化水素）は、その化学式 PH_3 からおわかりのように、炭素(C)を含まない無機化合物であり、また、その毒性にリンの性質を受け継いでいる、「毒物及び劇物取締法」で指定のある毒物であり、主な用途は農薬、及び、半導体の製造工程での使用です。

国際化学物質安全性カード（出典 4）によれば、ホスフィンの吸入による身体的影響には、「咳、吐き気、灼熱感、下痢、腹痛、頭痛、めまい、感覚鈍麻、協調運動失調、胸痛、胸部圧迫感、振戦、息切れ、嘔吐、痙攣」があり、「中枢神経系、心血管系、心臓、胃腸管、肝臓、腎臓に影響」ともあります。そして実際、起きている時、つまり、部屋の中で眠

っていない時、外出時、職場での勤務時などではまったく起こらない腹痛及び胸痛(肺のあたりの鈍痛。)が、起床時にのみ起こり、体を動かさないほどになります。国際化学物質安全性カードのとおり、胸と腹であり、胃にはなんの影響もありません。

同じく国際化学物質安全性カード（出典 4）に「この物質は気道を重度に刺激する。」とあるのですが、実際、寝ている時にだけ、空気を吸い込むと、胸焼けのような、胃酸過多のような、おかおとした感覚が気道に沿って起こります。

一般家庭の寝室でホスフィンの存在を疑うことなどまずないでしょうし、実際、これまでに挙げた住居環境やシックハウス等の出典で触れられることもありませんから、原因不明の体調不良ということになり、これを続ければ、学校や職場を“休みがち”にさせることも容易ですし、「お医者さんに相談」する、もしくは「お医者さんに相談」させることのできる状況が期待できます。その後は、やは

り、自らはなんらの客観的検査方法ももたない精神医学・精神医療の詭弁の餌食になることは避けられません。

6【 職場 】

毒性ガスの反応とその身体的影響は、職場でも確認できました。違法拉致の行われる前もそうでしたが、主に自席の両隣に人のいない状況で、図1のように、床（カーペット）の下から机の天板下経



図 1

由でちょうど顔のあたりでガスが一時滞留する程度に送入されます。これまでに検知できているガスは空気より重いので、結果として机に座って仕事をしている人物のみがガスを吸入することになります。身体的影響はその当時から似通っていますので、使用されているガスは同じようなガスでしょう。違法拉致当時はガスかどうかなど確認する前に拉致のシナリオが進行してしまいましたが、その後数年たった後も別の職場で開始されたので、入社後に両端を切り落とした検知管をシャツのポケット等



写真 13



写真 14

に入れておくことで、検知管による反応を確認できています。足元から送り込まれてくる場合には、ポケットの中で下になっている側（足元に向いている側）から反応の進むことが多くあります。なお、住居におけるガス送入と同じく、送入場所に近ければ近いほど、温度の低い風が確認できます。

反応の確認できた検知管は、セロソルブ用の検知管（写真13、検知管番号190U）、酢酸エチル用の検知管（写真14、検知管番号111U）、酢酸イソブチル用の検知管（検知管番号153U）、定性有機ガス用の検知管（検知管番号186B）、それから、定性無機ガス用の検知管（検知管番号131）等であり、定性有機ガス用の検知管では、一酸化炭素もしくはアセチレンの反応（Cの検知剤が薄青色）、並びにセロソルブもしくはホスフィンの反応（Aの検知剤が緑褐色もしくは緑）、定性無機ガス用の検知管では、一酸化炭素（Cの検知剤が黒褐色）もしくはホスフィン（Cの検知剤が黒）の反応がありました。

反応対象のガスが存在しない場合に検知剤の反応することはないと考えられ、また、次にお話しす

る常時検知開始後、勤務中自席で起こっていた口の中の気持ち悪い感覚、頭痛、思考の鈍化、意識がもうろうとするような体のだるさといった身体的影響がなくなるとともに検知管の反応が同時に無くなりましたので、少なくとも検知管の反応していたガスの存在していたことは確かでしょう。

7【常時検知】

検知管を使用した場合、ガス濃度の正確な検知ができるのは、約 1 分前後の測定時間中に限られます。よって、測定の前後に、存在するガスの種類や濃度が変化した場合には、その変化までを捉えることはできません。また、同時に複数種類のガスの検知を行いたい場合、先にお話ししたように、検知管を放置しておくことで反応対象の物質が存在したことの確認はできますが、この方法の場合には、濃度や存在期間は不明となり、そして、自宅内ならまだしも、勤務先や外出先で同時に何十種類もの検知管を持ち歩き、測定したい時と場所で全ての検知管の準備をすることには無理があります。

そこで、個人レベルで、複数種類のガスの常時検知と記録の可能な方法はないかと考えていたところ、米国 RAE Systems 社の ToxiRAE Pro PID という製品が目にとまりました（写真 15）。同製品は、複



写真 15

数種類のガスに対応した検知器であり、ポケットに入れておくことのできるサイズであり、ログ機能（測定値の記録機能）の付いたモデルもあります。なおかつ、同製品の装備する PID（Photolization Detector）というセンサーは、世界的に信頼性の認められているセンサーであるということで導入を検討しました。

世界的に信頼性が認められているとはいえ、その測定原理から、できることとできないことを把握しておく必要があります。

はじめに、できることからですが、PID センサーは、光電効果によって物質をイオン化させることでガス検知を行うセンサーで、センサー内部で照射される紫外線のエネルギーよりも低いエネルギーでイオン化する全ての物質の検知が高感度で行えます。例えば、ToxiRAE Pro PID のモデル PGM-1800（Industrial Hygiene Configurations）の場合、照射エネルギーは 10.6 eV であり、有機化合物であるセロソルブや無機化合物であるホスフィン等これまでに検知管で検知できている物質を含め、数多くの有機化合物及び

一部の無機化合物をあわせて、190 種類を超える物質の検出が、0.1ppm から 2,000ppm の範囲において、0.1ppm 単位で行えます。そして、リアルタイムでの検知結果が表示されるとともに、指定した間隔（例えば 60 秒）において、検知濃度の最小値、最大値、平均値が記録され、これを PC で読み取りグラフ化することができます。実用途としては、設定した濃度値（低警報値、高警報値、TWA 値及び STEL 値）によりアラームが起動し、警報を与えることで作業員等を毒性ガスから保護したり、また、継続的な記録から法的基準の管理を行ったりといった目的で使用され、その応用範囲は多岐にわたるようですが、主に有機溶剤の検知目的に使用されることが多いとのこと。

次に、できないことですが、特定のガス専用の検知管や検知器（定電位電解式センサー）とは異なり、検知されたガスの種類が特定できません。多種多様な有毒ガスを検知することができても、何が検知されたのかは特定できないということです。それではどのように特定のガスの濃度を判定するのかというと、基準となるガス（イソブチレン）で校正（基準値の設定）を行い、その後測定したいガ

スを選択することで、個別のガスに応じた補正值による自動補正が行われるという仕組みになります。例えば、検知対象のガスをエチルセロソルブに設定した場合には、測定値に、製品に内蔵されている補正值表からエチルセロソルブ用の補正值である **1.3** をかけた値が自動生成され、これが読み取れるということになります。複数の検知可能物質が混在している場合には、その比率からそれぞれの物質の濃度を割り出すということになります。そして、存在するガスの種類や比率の不明な場合には、単に、検出可能な有毒物質のいずれか、またはその組み合わせ（混合物）が存在しているということだけリアルタイムで検知できるということになります。なお、物質別の補正值は **RAE Systems** 社の **Web** サイトで確認でき、製品を購入した場合には、製品のメモリ内に補正值表が内蔵されています。

欲を言えば、検知できたガスの種類が特定できるのがベストですが、ガスの種類については検知管との併用でなんとか補うこともできますし、なにより、常時検知（リアルタイム検知）が行え、個人レベルで購入でき、かつ手軽に持ち歩けるサイズということで、購入しました。

購入後、自宅内で身体的影響のある際に **1ppm** から **5ppm** 前後の検知反応のあること（これがセロソルブであった場合には **1.3** 倍の補正。）、窓を開けて外に出すとすぐ **0ppm** になること、つまり、検知管で確認できていた反応と同じ反応のあることも確認できました。そして、先に触れました通り、**ToxiRAE Pro PID** の導入後、職場の自席における検知管の反応及び身体的影響がなくなりました。その後、自宅内においても、次第に反応がなくなり、同時に身体的影響も、検知管の反応もほとんどなくなりました。

検知管の反応、**ToxiRAE Pro PID** の反応、身体的影響、そして有機ガス用防毒マスクによる影響の変化の全てが同時に存在したこと、また、その全てが同時になくなったことから、少なくとも検知管で検知できていた種類のガスが存在し、身体的影響を引き起こしていたことは確かでしょう。ただし、どういう理由で毒性ガスの送入が止まったのかは不明です。

なお、**ToxiRAE Pro PID** を常時携帯してわかったことですが、先にあげたような身体的影響の無い住居内やオフィス内、東京都内での通勤（徒歩及び電車）や買い物などの外出において、**ToxiRAE Pro PID** が反応を示すことはありませんでした。その一方で、意外なものに反応してしまうことがあります。スプレー類、それから精油（エッセンシャルオイル）や香油類です。例えば、**ToxiRAE Pro PID** をきれいにしてやろうとエアダスターを吹きかけてしまうと、一気に **1,000ppm** 以上の値を示してしまいます。これは、使用したエアダスターで使用されている **DME**（ジメチルエーテル、**Dimethyl ether**）が検出されたためと考えられます。また、エッセンシャルオイル等にも揮発性の芳香物質である有機化合物が含まれており、この場合は、オイルにセンサーを近づけると反応を示すことがあります。実際にご使用を検討される場合には、こういった点を考慮する必要があります。ただし、極端な値であったり、原因がわかりやすいものであったりしますから、問題はないかと思います。

8【 対策への反応 】

本書第 **2** 版では、自宅でも職場でも、常時検知開始後、ガスの送入が停止されたとお伝えし、「何年も執拗に行われてきたことですから一時的かもしれませんが、現在は止まったままです。」と記載しました。そしてやはり、本書第 **2** 版の発行から約 **2** 週間後、自宅では以前にもまして濃い濃度のガスが執拗に送入されるようになりました。このことは、第 **3** 版で新しく掲載した前記写真 **3** でセロソルブの検知管が **100ppm** 近くを示していることからわかります。

職場では、**ToxiRAE Pro PID** が表示上 **0.0** を示す程度の微量なガス、もしくは **10.0eV** ではイオン化し

ないガスが執拗に送入されるようになりました。表示上 0.0 を示す程度の微量なガスの場合、そのままではデータログに残りませんが、リアルタイムでの STEL 値（短期暴露限界値）が上昇したり、最終的にガスが滞留する太もものあたりでは、微量ながら反応して記録に残ったりします。また、前記の通り、検知管も反応を示します。10.0eV ではイオン化しないガスには、例えば、検知管の反応のあった一酸化炭素がありますが、一酸化炭素だけでも執拗に送入されれば、仕事どころではありません。

職場における主な送入経路はわかっていますので、引っ越しで使用した段ボールを広げて足元のカーペットを塞いだところ、ガスが顔の付近に来ることはなくなりましたが、その後、段ボールの隙間から送入がなされるようになり、そこを塞ぐと、今度は足元の左右の床（カーペット）から顔に向けてガスが送入されるようになりました。なお、ToxiRAE Pro PID 導入の後には、勤務先ビル内で勤務フロアの移動があり、机の形状が、天板の中央が奥に引っ込んでいる形状に変わり、結果として、前記図 1 で示した方法が左右からも行えるようになっており、実際に左右の床（カーペット）からガスが送入されるようになりました。カーペットの下からの送入は、1 度に複数の場所から送入されるということではなく、その方向からくる風を防ぐことで、身体的影響を防ぐことができますが、こちらの対応によって送入場所が移動しますのでやっかいです。

嘘を押し通すしかない社会システムというのは、ある意味、滑稽でさえあります。

9【 注意点 】

ここで、実際に有機ガス等の送入が疑われる場合の注意点です。本書でお話した有機ガスによる身体的影響のほとんどは、有機ガス用の防毒マスクで防ぐことができます。これは事実です。しかし、有機ガス用の防毒マスクは万能ではありません。有機ガス用の防毒マスクは、有機ガスを吸着させるためのフィルター（吸収缶）を装着して使用するのですが、通常、吸収缶の対応可能な空気中の有機ガス濃度は 0.1% までですし、すべての種類の有機ガスに対応できるわけでもありません。また、ガス濃度が不明な場合、吸収缶の使用限度時間は体感でしか判断できません。それから、本書内でお話したホスフィンを含む無機ガスは、やはり、有機ガス用の防毒マスクでは防ぐことができません。

よって、吸収缶の使用限度時間内であっても、空気中の濃度が 0.1% を超える有機ガスが送り込まれた場合、対応できない有機ガスが送り込まれた場合、及びホスフィンなどの無機ガスが使用された場合には、有機ガス用の防毒マスクで防ぐことはできないということになります。

それから、これは念のために書きますが、マンションなどの比較的機密性の高い住居において、気体の送入できそうな場所を全て塞ぐといったことは、酸素濃度の低下を招き、命に係わる可能性があります。また、そこにガスが送入されればガスの逃げ場がなくなり逆効果ですので、仮に同様の手口にあっていても、絶対におやめください。塞ぐのはガスの送入の濃い部分や日常生活に影響の大きい部分にとどめ、換気や防毒マスクの併用で対処することを考えたほうが、回避策として合理的です。

10【 意図 】

厚生労働省の「有害物ばく露作業報告」の資料等によると（出典 12）、最も高い頻度、また、管理濃度との比較において最も高い濃度で検出されたセロソルブ、メチルセロソルブについては、神経毒性だけでなく、生殖毒性として、「生殖能又は胎児への悪影響のおそれ」、「精巢の障害」が明記されています。つまり、対象の性別を問わず、子孫を残す機能に対する毒性を有しているということです。

神経毒性だけが必要であれば、別の有機溶剤などを使用しても目的は達せられるわけですが、わざわざ生殖毒性の確認されている有機ガスを使用しているのであれば、“精神科症状”のねつ造や演出だ

けではない意図の共存している可能性もないとは言えません。これは、こういった人々が便乗しているのかによるのではないのでしょうか。

【 本書のわりに 】

本書の内容は、「日本語では知らされない精神医学の嘘 ～精神医学の嘘から、グローバル製薬企業が日本市場に仕掛けた『うつ病キャンペーン』まで。～」とともに、今後も拡充していく予定です。

「日本語では知らされない精神医学の嘘」の続編が、いきなり有機ガスの話になるとは思いもしなかった方々、多くおられると思います。しかし、精神医学の嘘とその歴史を紐解けば、これが自然と考えられる“症状”のねつ造、演出方法であることが納得いただけたと思います。

なお、本書第3版発行と同日に、便乗編2の発行も行いましたので、あわせてご一読いただければと思います。便乗編2のテーマは、人為的体温上昇の手口と実例です。

以上、お読みいただき、ありがとうございました。

2013年9月30日
戸崎 貴裕

【 主な出典等 】

1. 「居住環境中の揮発性有機化合物の全国実態調査について」厚生労働省 平成11年12月14日
2. 「有機溶剤を正しく使いましょう」厚生労働省
3. 「化学物質ファクトシート - 2003年度版 - 」厚生労働省
4. 「国際化学物質安全性カード(ICSC) - 日本語版 -」 国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)
*上記リンクは物質の検索画面へのリンクです。「物質名(日本語)」のテキストボックスに、例えば、“エチレングリコールモノエチルエーテル”と入力して「Search」ボタンをクリックすると、該当する物質のリスト(検索結果)が表示されます。そこから、調べたい物質名の右横にあるICSC番号のリンク(この場合“0060”)をクリックすると、同物質の国際化学物質安全性カードが表示されます。
5. 「許容濃度の暫定値(2009年度)の提案理由」日本産業衛生学会 許容濃度等に関する委員会
6. 「エチレングリコールモノメチルエーテル」 神戸海難防止研究会
7. 「製品安全データシート エチレングリコールモノエチルエーテル」中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター
8. 「物質に関する基本的事項[3]アクリル酸メチル」環境省
9. 「アクリル酸エチル」神戸海難防止研究会
10. 「シックハウス対策」厚生労働省 医薬食品局化学物質安全対策室
11. 「シックハウス症候群診療マニュアル」厚生労働科学研究(健康安全・危機管理対策総合研究事業)
12. 「有害物ばく露作業報告 報告対象物質」厚生労働省

*有機ガスについては、別名のある物質が多くありますが、これについては、「光明理化学工業 ガス別名リスト」が役に立ちます。

*上記のほかにも、有機ガスに関する情報は数多くあります。そして、実のところ、個々の物質についてではなく、全体的な考えをまとめるにあたって最も参考になったのが、「毒物雑学辞典」(大木幸介著 講談社ブルーバックス1984年8月20日第1刷、2011年3月1日第46刷)という本です。大変失礼ながらタイトルからしてあまり参考にならないような気がしたのですが、物質が人体に与える生理的影響やそのメカニズム、歴史、用途、考え方について、特に有機ガスに限った話ではありませんが、分子生物学レベルでの説明が非常にわかりやすく書かれています。少々発行年が古いという指摘も書評には見受けられましたが、世界を構成する物質とその性質が根本的に変わったりしない限り、基本的な考え方は今後も通用すると思います。

【 本書の利用について 】

本書の商用利用を禁じます。商用利用以外の目的における配布は形態を問わず自由ですが、本書の一部を転記する場合には、転記の形態を問わず、著作権表示とともに本書が出典であることを明記してください。なお、本書の利用により生じた損害は、いかなるかたちにおいても補償いたしません。

その他本書についてのご意見、ご要望、お問い合わせ等は、ユーザー名 qqnn4cfp9、ドメイン juno.ocn.ne.jp のメールアドレス宛にお願いいたします。アットマーク (@) でつなげるとメールアドレスになります。なお、年間 4 万から 5 万通前後の迷惑メールがくる状態もあり、返信の保証は致しかねます。ご了承ください。

【 ご支援・ご協力について 】

本コンテンツは、AGSASサイトの一部です。2005年のサイト開設以来、調査、コンテンツ作成等を自費でまかない、ご支援のお申し出があるたびにお断りさせていただいてきたのですが、ここ数年、生活妨害がひどくなる一方の状況を鑑み、ご支援のお願いを掲載するに至りました。

つきましては、サイトの内容が有用であったとお考えの方、また、管理人の活動をご支援いただける方におかれましては、下記口座まで好きな金額をお振込みいただけますと幸いです。

三井住友銀行 渋谷支店 (654) 普通口座 5073008 名義 トサキ タカヒロ

昨今は振込に対しご不安をお持ちの方もいらっしゃると思います。その際には、管理人が入金確認をいたしますので、前記メールアドレスまで、件名を「要入金確認」とし、振込人様のお名前と金額をお伝えいただければ、入金確認後に折り返しメールさせていただきます。ただし、前記の通り年間4万から5万通前後の迷惑メールがくる状態ですので、誠に申し訳ございませんが、入金確認は金額が1,000円以上の場合のみとさせていただきます。ご理解の程お願い申し上げます。

なお、ご意見やご要望とは異なり、ご入金を理由にサイトの方針、活動内容やコンテンツの内容を変更することはいたしません。ご了承ください。

2014年6月29日

戸崎 貴裕